

大和市告示第183号

大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月14日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年大和市告示第100号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市子育て世帯への臨時特別給付事業実施要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施する子育て世帯への臨時特別給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 給付金 本市の子育て世帯への臨時特別給付事業により支給する子育て世帯への臨時特別給付金をいう。
- (2) 法 児童手当法（昭和46年法律第73号）をいう。
- (3) 児童手当 法による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を除く。）をいう。
- (4) 高校生等 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した者（配偶者のある者を除く。）をいう。
- (5) 令 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）をいう。
- (6) 基準日 令和3年9月30日をいう。
- (7) 新生児等 基準日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した者をいう。
- (8) 支給要件児童 法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。
- (9) 施設入所等児童 法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。

第8条を削る。

第7条の見出し及び同条第1項中「一般支給対象者」を「児童手当受給者等」に改め、同条第2

項中「第3条第1項第2号に該当する一般支給対象者」を「児童手当受給者等」に、「場合は」を「場合等は」に、「当該一般支給対象者」を「当該児童手当受給者等」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「一般支給対象者」を「児童手当受給者等」に改め、同条中「前条第1項」を「前条」に、「一般支給対象者」を「児童手当受給者等」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「支給対象者（公務員支給対象者を除く。）」を「児童手当受給者、第4条第2項の規定により支給対象者の要件に該当するとされた者、新生児等支給対象者又は高校生等支給対象者（児童手当受給者である者に限る。）（以下「児童手当受給者等」という。）」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条第1項中「10,000円」を「50,000円」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる者（第6条の規定による届出をした者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 児童手当受給者（令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分。以下同じ。）の児童手当の受給者をいい、第4号に掲げる者を除く。以下同じ。）
- (2) 高校生等支給対象者（基準日において次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）
  - ア 高校生等を養育している者（当該者について法第5条の規定を適用した場合における同条に規定する所得に係る支給要件（以下「所得要件」という。）を満たす者に限るものとし、イに掲げる者を除く。）であって、本市に住民登録があるもの
  - イ 高校生等が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）であって、本市に住民登録があるもの又は高校生等が入所若しくは入院をしている本市の障害児入所施設等の設置者
- (3) 新生児等支給対象者（市長に対し、法第7条の規定による認定の請求を行う時点において次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）
  - ア 新生児等を養育している者（所得要件を満たす者に限るものとし、イに掲げる者を除く。）であって、本市に住民登録があるもの
  - イ 新生児等が委託されている里親等又は新生児等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
- (4) 公務員支給対象者（児童手当受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、基準日において本市に住民登録があるものをいう。以下同じ。）

第3条第2項中「令和2年3月31日（前項第2号に該当する場合にあっては、同年2月29日。以下「基準日」という。）後から第6条又は第9条」を「基準日後から第7条又は第9条第2項」に改め、同項第1号中「その他これに」を「又は死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これらに」に改め、同項第2号中「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」を「里親等」に改め、同条第3項中「前2項の規定により給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは施設入所等児童でないものに限る。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者に養育される高校生等
- (3) 里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院をしている施設入所等児童（高校生等にあっては基準日において委託され、又は入所若しくは入院をしている者に限るものとし、第1号に掲げる者を除く。）
- (4) 支給対象者に養育される新生児等

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（給付金の支給）

第3条 本市は、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 次条第1項及び第2項の規定にかかわらず、給付金の支給の対象となる者が他市町村において国要領（令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別紙）に基づく臨時特例給付及びこれと趣旨を同じくするものの支給決定を受けた場合は、当該決定に係る額に相当する部分の給付金は、支給しない。

第9条及び第10条を次のように改める。

（申請を要する給付金に係る支給申請、決定等）

第9条 給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者又は高校生等支給対象者（児童手当受給者である者を除く。）（以下「申請者」という。）は、大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書に市長が必要があると認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（以下単に「申請」という。）があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書により申請者に通知するとともに、給付金を支給し、支給しないときは大和市子育て

世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の給付金は、大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書記載の振込先口座に振り込むものとする。

(申請を要する給付金の申請期限)

第10条 申請の期限は、令和4年3月31日までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、別に定める日までとする。

第11条中「第6条又は第9条」を「第7条又は第9条第2項」に改める。

第13条第1項中「公務員支給対象者」を「申請をすることができる者」に、「第8条第2項」を「第10条」に、「当該公務員支給対象者」を「その者」に改め、同条第2項中「第6条又は第9条」を「第7条又は第9条第2項」に、「第4条第2項ただし書」を「第5条第2項ただし書」に改める。

別表第1号様式の項中「第5条」を「第6条」に改め、同表第2号様式の項を削り、同表第3号様式の項中「第3号様式」を「第2号様式」に、「第6条」を「第7条」に改め、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第3号様式」に、「第7条」を「第8条」に改め、同表中

第5号様式	大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)	第8条及び第10条	を
第4号様式	大和市子育て世帯への臨時特別給付金申請書	第9条	
第5号様式	大和市子育て世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書	第9条	に

改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱(以下この項において「旧要綱」という。)第6条及び第9条の規定により支給決定された給付金に係る旧要綱第14条の規定による返還については、なお従前の例による。